

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和 8 年 3 月

総 務 課

目 次

重点事項

第1 地域共生等の施策に関する議論の状況について	2
第2 矯正施設退所者等の地域生活定着支援について	
1 地域生活定着促進事業の概要について	8
2 地域生活定着支援の現状及び課題について	8
3 令和8年度の取組について	9
4 その他	12

連絡事項

第1 共同募金事業について	17
第2 社会福祉事業従事功労者等に対する厚生労働大臣表彰について	18
第3 無料低額診療事業について	19

参考資料

令和8年度予算(案)の概要(社会・援護局(社会))	21
---------------------------	----

重 点 事 项

第1 地域共生等の施策に関する議論の状況について

人口減少・単身世帯の増加などの社会情勢の変化や、人口構造や世帯構成の地域差、多様化・複雑化する福祉ニーズへ対応していくためには、引き続き、誰も取り残されることなく地域で支え合う社会を目指す地域共生社会の理念を中心に据え、2040年に向けて、全ての市町村で、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会のさらなる実現・深化を行うことが重要である。

こうした中で、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）附則第2条における施行後5年の検討規定等を踏まえ、令和6年6月から地域共生社会の在り方検討会議において議論が行われ、令和7年5月に中間とりまとめが公表された。また、2040年に向けたサービス提供体制等のあり方について、高齢者等に係る施策や、他の福祉サービスも含めた共通の課題等の検討を行うため、令和7年1月から「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会において議論が行われ、令和7年7月にとりまとめが公表された。

これらを踏まえ、福祉部会において令和7年4月以降議論を行い、また、福祉部会の下に設置した福祉人材確保専門委員会において令和7年11月にとりまとめられた「福祉人材確保専門委員会における議論の整理」についても報告を受け、令和7年12月に報告書がとりまとめられた。

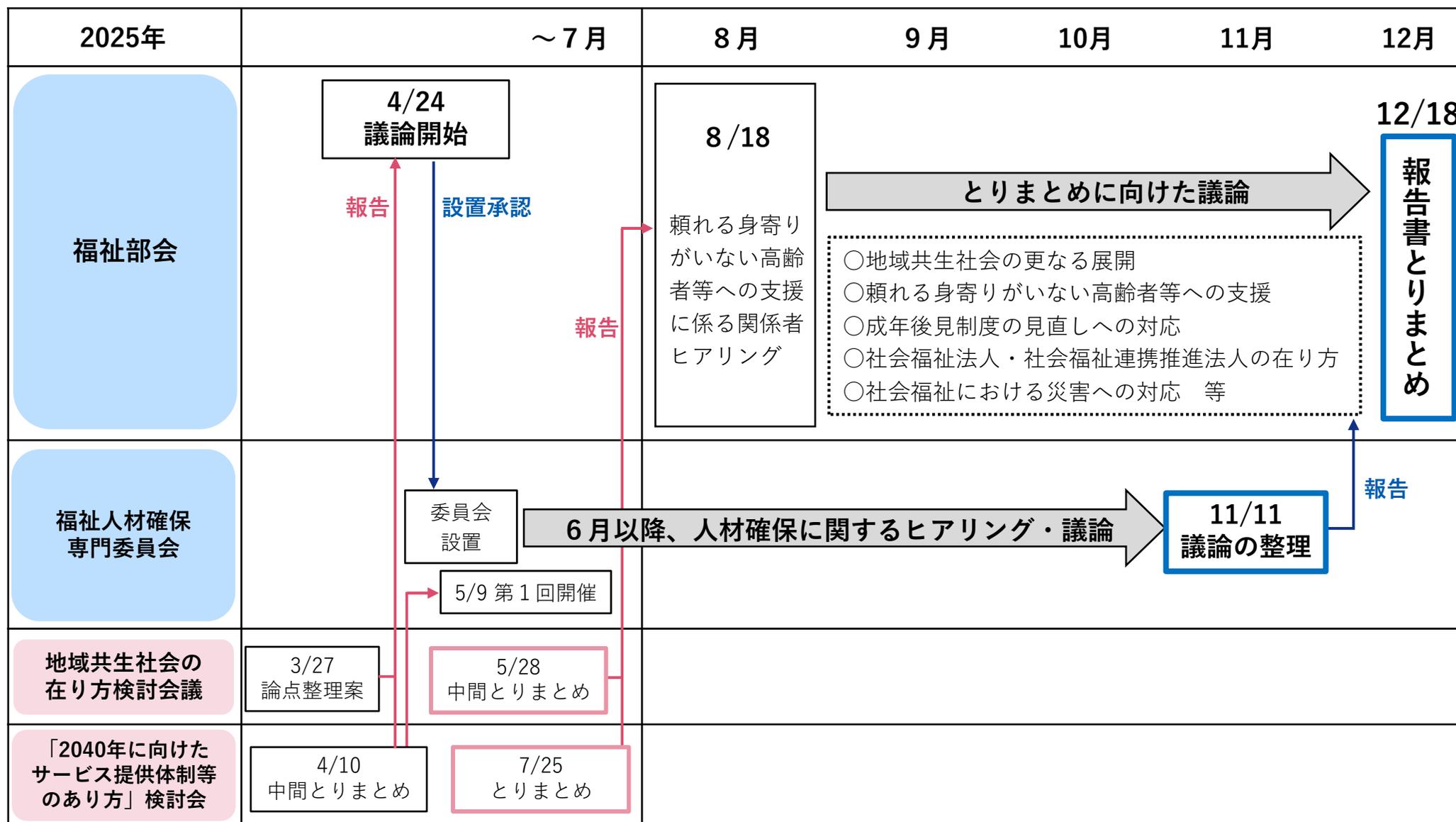
報告書（※）においては、2040年に向けて、人口減少・単身世帯の増加や福祉ニーズの多様化・複雑化が進む中で、地域の実情に応じた包括的な支援体制を整備する上での具体的な方向性が示され、地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充や福祉人材の安定的な確保及び定着支援、支援基盤の強化等の内容が盛り込まれている。

今後、報告書の内容を踏まえ、支援を必要とされている方々を誰一人取り残すことのない地域共生社会の実現に向け、必要な法案の提出の準備を進め、制度や運用の見直しのために必要な対応を速やかに講ずる予定であるので、御了知願いたい。

※ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67483.html



福祉部会の報告書とりまとめまでの流れ



※ 議論の内容に応じ、介護保険部会、障害者部会、子ども家庭審議会など、関係審議会とも連携

【議論の観点】

- ・ 2040年に向け、人口減少・単身世帯の増加等の社会情勢の変化や多様化・複雑化する福祉ニーズ、人口構造や世帯構成の変化スピードの地域差、地域における支え合い機能の脆弱化への対応が課題
- ・ 全ての市町村で、多様な地域生活課題の解決に向けて、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、包括的な支援体制の整備を強力に推進していく必要
- ・ 地域と行政が一丸となり、地域の資源を最大限活用し、地域住民、関係者が皆で共に地域を創り上げるため、誰も取り残されることなく地域で支え合う社会を目指す地域共生社会のさらなる実現・深化を行うことが重要

1. 地域共生社会の更なる展開について

① 包括的な支援体制整備に向けた対応

- ・ 包括的な支援体制整備のために市町村が実施すべき施策の明確化
 - （1）地域住民同士の支え合い推進のための環境整備、（2）支援関係機関同士の連携体制整備、（3）地域住民と支援関係機関の協働体制整備
- ・ 支援会議を活用可能な市町村の拡大（※）、市町村が地域の見守り等に協力する団体を委嘱できる仕組みの創設
- ※ 重層的支援体制整備事業を実施していない市町村にも拡大
- ・ 重層的支援体制整備事業の質の向上に向けた事業評価の導入
- ・ 生活困窮者自立支援制度の対象として、頼れる身寄りがない高齢者等が含まれることの明確化等

② 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み

- ・ 過疎地域等における包括的な支援体制整備を推進するための新たな仕組みの創設
 - 福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を縦割りの基準から分野横断的な基準に柔軟化、地域との協働促進を図る事業を実施

③ 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化

- ・ 地域共生社会の実現に向けた行政責務・役割を明確化
- ・ 福祉以外分野との連携・協働の強化

2. 頼れる身寄りがない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について

① 新たな第二種社会福祉事業の創設

- ・ 頼れる身寄りがない高齢者等に対する「日常生活支援」「円滑な入院等の手続支援」「死後事務の支援」を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付ける

② 中核機関の位置付け等

- ・ 権利擁護支援のコーディネーターや関係機関の連携強化等を行う事務を市町村の努力義務化
- ・ 上記事務を担う中核機関の法定化

3. 社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について

①社会福祉連携推進法人制度の見直し

- ・地域の福祉ニーズを充足できていない場合等に、サービス提供体制確保のため、**第二種社会福祉事業等を実施可能**とする

②既存施設の土地・建物等の有効活用

- ・地域の福祉サービスの提供を維持するため、**社会福祉連携推進法人が社員社会福祉法人の土地・建物等の貸付支援業務を実施**
- ・社会福祉法人の解散時の**残余財産の帰属先に地方公共団体を追加**

4. 災害に備えた福祉的支援体制について

①平時からの連携体制の構築

- ・包括的支援体制の整備を推進するための連携分野に防災を追加
- ・市町村地域福祉計画等の記載事項に災害福祉を追加

②DWATの平時からの体制づくり・研修等

- ・**災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する者の名簿登録や研修・訓練を国が実施**
- ・派遣要請時におけるDWATチーム員の派遣元使用者の配慮義務等を設ける

5. 介護人材の確保・育成・定着について

①地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組

- ・都道府県が設置主体となって、人材確保に関する地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析、課題を認識し、協働して実践的に課題解決に取り組むための**プラットフォームの制度化**

②若者・高齢者・未経験者などの多様な人材の確保・育成・定着

- ・テクノロジーの活用、働きやすい環境づくりの整備、タスクシフト/シェアの推進（業務の整理・切り出しと介護助手の活用等）

③中核的介護人材の確保・育成

- ・潜在介護福祉士に係る届出制度の現任者への拡充
- ・**介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの経過措置**について、終了・延長両方の意見や、今後の養成施設の役割も踏まえた**適切な対応**
- ・**介護福祉士養成施設の今後の在り方**（国家資格の取得に向けた取組の強化、地域の担い手への研修、ICT教育、リカレント教育等）

④外国人介護人材の確保・定着

- ・小規模法人での外国人材の確保・定着のため、海外現地への働きかけ、日本語教育・生活環境整備など地域ごとに必要な支援策の検討
- ・**准介護福祉士制度**について、廃止すべきとの意見を踏まえ、フィリピン政府との関係等も考慮した**適切な対応**

- ◆ **人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ**、令和6年6月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて**地域共生社会の深化を図るための提言**をとりまとめた。
- ◆ 本中間とりまとめを踏まえ、**2040年に向けて、全ての市町村で、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現**が図られることを強く祈念する。

1. 地域共生社会の更なる展開

- ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
 - i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
 - ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
 - iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
 - iv. 地方創生等政府方針との連動
- ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
 - i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1
※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
 - ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
 - iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
 - iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
 - v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し等
- ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

2. 身寄りのない高齢者等への対応

- ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
- ② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援
- ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

- ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
- ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

3. 成年後見制度の見直しへの対応

- ① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2. ②の事業の再掲】
- ② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化

5. 社会福祉における災害への対応

- ① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
- ② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

地域における「連携」を通じたサービス提供体制の確保と地域共生社会

- 2040年に向けて、高齢化・人口減少のスピードが異なる中、地域の実情を踏まえつつ、事業者など関係者の分野を超えた連携を図り、サービス需要に応じた介護、障害福祉、こどもの福祉分野のサービス提供体制の構築が必要。
- 地域住民を包括的に支えるための包括的支援体制の整備も併せて推進することで、地域共生社会を実現。

2040年に向けた課題

- 人口減少、**85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加**
- **サービス需要の地域差**。自立支援のもと、地域の実情に応じた効果的・効率的なサービス提供
- 介護人材はじめ福祉人材が安心して働き続け、利用者等とともに地域で活躍できる地域共生社会を構築

基本的な考え方

- ① **「地域包括ケアシステム」を2040年に向け深化**
- ② **地域軸・時間軸を踏まえたサービス提供体制確保**
- ③ **人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援**
- ④ **地域の共通課題と地方創生（※）**

※介護は、特に地方において地域の雇用や所得を支える重要なインフラ。人手不足、移動、生産性向上など他分野との共通課題の解決に向け、関係者が連携して地域共生社会を構築し、地方創生を実現

方向性

(1) サービス需要の変化に応じた提供体制の構築 等

※サービス需要変化の地域差に応じて3分類

【中山間・人口減少地域】サービス維持・確保のための柔軟な対応

- ・ 地域のニーズに応じた柔軟な対応の検討
- （ **配置基準等の弾力化、包括的な評価の仕組み、訪問・通所などサービス間の連携・柔軟化、市町村事業によるサービス提供 等** ）
- ・ **地域の介護等を支える法人への支援**

【大都市部】需要急増を踏まえたサービス基盤整備

- ・ 重度の要介護者や独居高齢者等に、ICT技術等を用いた24時間対応
- ・ 包括的在宅サービスの検討

【一般市等】サービスを過不足なく提供

- ・ 既存の介護資源等を有効活用し、サービスを過不足なく確保
- ・ 将来の需要減少に備えた準備と対応

(2) 人材確保・生産性向上・経営支援 等

- ・ テクノロジー導入・タスクシフト/シェアによる生産性向上
※ 2040年に先駆けた対応。事業者への伴走支援や在宅技術開発
- ・ 都道府県単位で、雇用管理・生産性向上など経営支援の体制の構築
- ・ 大規模化によるメリットを示しつつ、介護事業者の協働化・連携（間接業務効率化）の推進

(3) 地域包括ケアシステム、医療介護連携 等

- ・ 地域の医療・介護状況の見える化・状況分析と2040年に向けた介護・医療連携の議論（地域医療構想との接続）
- ・ 介護予防支援拠点の整備と地域保健活動の組み合わせ
※ 地リハ、介護予防、一体的実施、「通いの場」、サービス・活動C等の組み合わせ
- ・ 認知症高齢者等に対する、医療・介護等に加え、地域におけるインフォーマルな支援の推進

**(4) 福祉サービス共通課題への対応
（分野を超えた連携促進）**

- ・ 社会福祉連携推進法人の活用を促進するための要件緩和
- ・ 地域の中核的なサービス主体が間接業務をまとめることへの支援

- ・ 地域の実情に応じた既存施設の有効活用等（財産処分等に係る緩和）
- ・ 人材確保等に係るプラットフォーム機能の充実
- ・ 福祉医療機構による法人の経営支援、分析スコアカードの活用による経営課題の早期発見

第2 矯正施設退所者等への地域生活定着支援について

1 地域生活定着促進事業の概要について

地域生活定着促進事業（以下「本事業」という。）は、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、各都道府県の設置する地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）が、司法や福祉の関係機関等と連携・協働し、身体拘束中から釈放後まで一貫して支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、地域共生社会の実現を図る事業である。

本事業は、平成21年度から、矯正施設入所者に対し、出所後直ちに必要な福祉サービスを受けることができるようにするための支援（いわゆる出口支援）を開始し、令和3年度から、被疑者・被告人等に対する福祉的支援（いわゆる入口支援）を開始している。

2 地域生活定着支援の現状及び課題について

刑法犯の認知件数や矯正施設入所者の人員が減少傾向にある中、本事業における入口支援の件数は年々増加し、出口支援の件数も高止まり傾向にあるなど、犯罪をした者等に対する福祉的な支援の分野において、センターの存在感はこれまで以上に増しているといえる。

他方で、本事業の効果的かつ効率的な実施のためには、センター単独による支援のみならず、自治体の福祉部局をはじめとした福祉関係者及び司法関係者との間で官民協働の支援ネットワークを構築し、地域の総合力を生かして支援を実施していくことが重要である。

しかしながら、そうした支援ネットワークの構築状況には地域差が生じていることが課題となっていることから、「関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等」の業務を全てのセンターにおいて確実に実施できるよう、令和7年度予算から、「官民協働の支援ネットワークの構築強化費」及び「協議体を活用した連携強化推進費」を計上し、これらの取組の充実強化に努めているところである。

また、人口比や矯正施設の所在数等の様々な要因から、都道府県で支援件数に差が生じており、それによりセンター職員の経験値に差が生じていることも課題となっており、センター職員の定着・育成を図ることが求められる。

3 令和8年度の取組について

(1) 令和8年度予算（案）について

令和8年度予算（案）においては、引き続き、官民協働の支援ネットワークを構築する取組を推進するため、「官民協働の支援ネットワークの構築強化費」及び「協議体を活用した連携強化推進費」を計上している。

各都道府県におかれては、センターが地域の中で孤立することなく、関係機関と一体となって適切に事業運営を行うことができるよう、必要な予算の確保・執行をお願いします。

(2) 官民協働の支援ネットワークの構築強化に係る積極的な協力について

上記のとおり、センターが地域の中で犯罪をした者等に対する官民協働の支援ネットワークを構築していくに当たっては、特に、これまで犯罪をした者等に対する支援の経験が乏しい市町村からの協力を得ることが難しいとの意見がセンターから寄せられている。

都道府県の主管課におかれては、センターとの恒常的な意見交換等を通じて、地域の実情等を把握いただくとともに、センターとともに都道府県内の市町村を訪問するなどして本事業の理解促進を図るほか、都道府県単位の会議の開催や市町村単位の各種福祉関係機関の会議にセンターとともに参加するなど、センターと協働して官民協働の支援ネットワークの構築に取り組んでいただくようお願いします。

【好事例】

大阪府では、府が市町村との連絡調整等といった橋渡し役を担うとともに、センターが市町村を訪問（事業説明・意見交換等）する際も同行するような取組を行っている。

(3) 被疑者等支援業務について

入口支援の中でも被疑者等支援業務は、令和3年度に業務が開始されて以降、毎年着実に実施件数が増加しているが、他方で、地域によって取組状況に差が生じていることや、業務に係る時間的な制約等から他の業務と比べ負担が大きいことが課題となっている。

そこで、今年度の社会福祉推進事業において、被疑者等支援業務の現状や課題等を調査し、それらを整理・分析するとともに、全国各地の好取組や好事例を集約する調査研究事業を行っている。

同事業の成果物は今年度末に当省のホームページにて公表されるので、センターはもとより都道府県の所管課におかれてもその内容を注視いただき、センターと連携・協働して、地域の実情に応じた被疑者等支援業務に取り組んでいただくようお願いする。

(4) 地域生活定着支援人材養成研修について

地域生活定着支援人材養成研修は、経験年数の短い職員を対象とした「基礎研修」と経験年数の長い職員を対象とした「実践研修」及び「実地研修」で構成されるが、それらの研修は支援の質の向上につながるだけでなく、当該研修を通じて顔の見える関係になることで、他センターとの広域調整を円滑にし、全国的な支援の質の向上に資する効果も期待できるものとなっている。

受講に当たっては、令和2年度開始当初はオンデマンドやライブ配信による非接触型が中心であったが、令和6年度から、先進的な取組等を行っているセンターに他のセンターから研修受講者が赴く実地研修を開始し、今年度は講義形式による研修（実践研修）も参集型で実施したところ、研修員からは高評価を得ることができた。特に、実地研修については、参加した研修員全てがその効果を実感しているところであるため、実地研修未受講センターについては、積極的な受講勧奨をお願いする。

【実地研修に参加したセンター】

	R 6	R 7
参加センター	釧路、秋田、福島、栃木、 埼玉、千葉、神奈川、新潟、 岐阜、愛知、和歌山、鳥取、 徳島、香川、宮崎、沖縄	岩手、茨城、埼玉、千葉、 神奈川、山梨、長野、福井、 奈良、大阪、和歌山、広島、 徳島、香川、愛媛、福岡、 長崎、沖縄
受入センター	札幌、新潟、愛知、大阪、 奈良、福岡	札幌、群馬、神奈川、新潟、 愛知、大阪、奈良、鳥取、 福岡、長崎

また、今年度に引き続き、令和8年度も一部研修内容をオンデマンド配信する予定であることから、本事業の主管課をはじめとする福祉関係部局や保健・医療等の関係機関の職員にも積極的に聴講いただき、本事業の意義等をご理解いただくようお願いする。

(5) 都道府県担当者会議について

都道府県担当者会議については、令和6年度に約10年ぶりにオンラインで開催し、今年度も同様の会議形態で開催したところ、令和8年度も引き続きの開催を予定している。本会議は、本事業の現状、課題、取り組むべき事項等について共通認識を得るほか、他の都道府県の取組等を共有できる貴重な機会であるため、特に令和8年度に担当職員が変わるような都道府県におかれては積極的な参加をお願いする。

4 その他

本事業は、司法と福祉の領域をまたぐ高度な専門性が求められる事業であり、センターには専門的な知識・技術を有する職員が適切に配置されることが求められる。

地方自治法上、自治体における調達は、不特定多数の参加者を募る調達方法である「一般競争入札」が原則であるが、質の高い支援を行うセンターを評価する観点から、委託先の選定に当たっては、価格だけでなく事業者の事業内容や支援実績等を踏まえて選定できる企画提案等による評価プロセスを経て選定するなど配意いただきたい。

地域生活定着促進事業

令和8年度当初予算案 384億円の内数（412億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額 ※生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

事業の目的

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、各都道府県の設置する地域生活定着支援センターが、刑事司法関係機関、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、**地域共生社会の実現を図る**とともに、再犯防止対策に資することを目的とする。

実施主体

都道府県（全都道府県で実施。社会福祉法人等に委託可）【補助率：3/4】

事業内容

1. コーディネート業務

矯正施設退所予定者の帰住地調整支援を行う。

2. フォローアップ業務

矯正施設退所者を受け入れた施設などへの助言等を行う。

3. 被疑者等支援業務（令和3年度から開始）

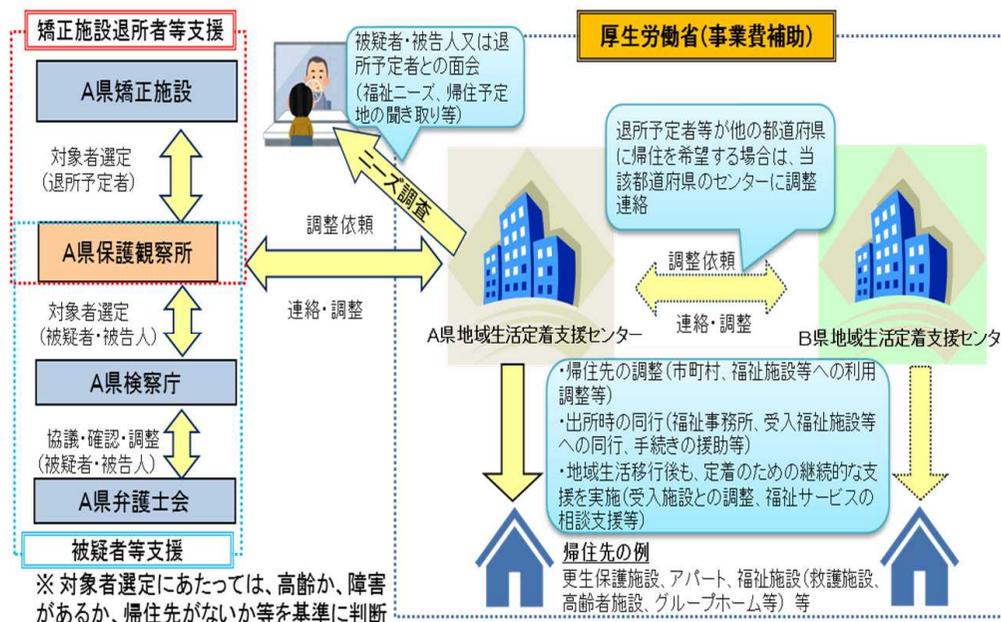
被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等を行う。

4. 相談支援業務

犯罪をした者やその家族等からの福祉サービス等の利用に関する相談支援を行う。

5. 関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等

官民協働の支援ネットワークの構築、地域に向けた研修や普及啓発活動を行う。



関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等に係る業務

【地域生活定着促進事業実施要領 3事業内容- (2) -オ】

センターは、上記の業務を円滑かつ効果的に実施するため、次に掲げる業務を行う。

- (ア) 刑事司法関係機関、地方公共団体、地域の福祉関係機関、既存の各種協議会等との恒常的な連携体制を確保し、官民協働の支援ネットワークを構築する。
- (イ) 福祉関係機関等の支援技術の向上を図り、地域住民の理解を得るための研修や普及啓発活動を行う。

※令和7年度から追加

- 官民協働の支援ネットワークの構築強化費
- 協議体を活用した連携強化推進費

【支援ネットワーク先（参考）】

■機関別：

- ・行政機関（都道府県主管課、関係各課、市区町村関係各課、保健所、精神保健福祉センター等）
- ・医療機関（精神科病院、一般病院）、自助グループ（DARC等）等
- ・福祉関係機関
（基幹相談支援センター、自立支援協議会、相談支援事業所、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、権利擁護センター等）
- ・司法関係機関
（矯正施設、保護観察所、検察庁、弁護士会、法務少年支援センター、法テラス、警察署、交番等）
- ・居住支援関係機関（居住支援協議会、居住支援団体、セーフティネット住宅、管理会社、大家、公営住宅等）
- ・職能団体（社会福祉士会、精神保健福祉士協会、相談支援専門員協会、介護支援専門員協会、医療ソーシャルワーカー協会等）
- ・教育機関（大学、専門学校等）
- ・地域（社会福祉協議会、民生委員児童委員、自治会、保護司会、更生保護女性会、ボランティア団体、地域住民等）

■各種会議体別：

- ・重層的支援会議（重層的支援体制整備事業） ■ 地域ケア会議（介護保険法） ■ （自立支援）協議会（障害者総合支援法）
- ・民生委員児童委員協議会（民生委員法） ■ 孤独・孤立対策地域協議会（孤独・孤立対策推進法）
- ・居住支援協議会（住宅セーフティネット法） ■ 要保護児童対策地域協議会（児童福祉法） ■ 再犯防止推進協議会（再犯防止推進法）
- ・支援会議（生活困窮者自立支援法、社会福祉法） ■ その他会議や担当者会議（医療機関、福祉関係機関等）



地域生活定着支援人材養成研修事業

令和8年度当初予算案 14百万円（14百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 多様で複合的な課題を有する高齢又は障害のある犯罪をした者等への支援を適切に行えるよう、地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）の職員に十分な専門性を身に付けさせるとともに、全国各地の先進的な事例や取組等を収集し、効果的に啓発周知・広報を行うことで、全国的に一定の支援の質を確保しつつ、更に向上させることを目的とする。
- センターの全国的な傾向として、既存の各種協議会等を含めた社会資源と連携した支援ネットワークの構築が必ずしも十分に進んでいないことに鑑み、令和7年度の地域生活定着促進事業において、「関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等」の業務を全てのセンターで確実に実施できるよう、新たに「官民協働の支援ネットワークの構築強化費」及び「協議体を活用した連携強化推進費」を追加した。
- これらの状況を踏まえ、引き続き、講義形式による研修に加え、支援ネットワークの構築等について先進的な取組を行っているセンターにおいて「実地研修」を行い、実践的なノウハウ等を身に付けさせ、支援ネットワークの構築強化や事業の効果的・効率的な実施の促進を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

実施主体 国（公募による委託）

③ 実地研修

【実施方法（例）】

- 先進的な取組を行う全国の10センター程度で実施
- 他センター職員を複数名受入れて2泊3日で実施
- 受講対象：下記①、②のいずれかの者
 - ① 過去の研修を修了した者
 - ② 当該年度の実践研修を修了した者



① 共通課程
○ 全参加者が共通して受講する科目を設定。
(オンライン)



② 分野別研修 I 基礎研修
○ センター業務に関する基礎的な知識、援助技術等を習得するための科目を設定。
(オンライン)



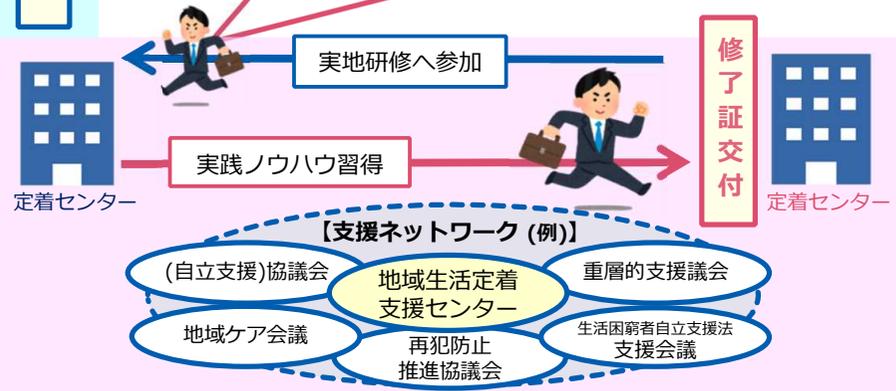
② 分野別研修 II 実践研修
○ センター業務に関する実践的な知識、効果的な支援ネットワーク構築手法等を習得するための科目を設定。(参集を予定)

修了証交付

③ 実地研修

【実地研修で習得するプログラム（例）】

- 既存の各種協議会（（自立支援）協議会等の会議体）への参画手法
- 各種協議会を活用した個別ケース支援の展開手法
- 各種協議会を活用した取組を各市町に横展開するための啓発手法
- その他コーディネート・フォローアップ・被疑者等支援業務等におけるノウハウ等（面接手法等）等



連 絡 事 項

第1 共同募金事業について

1 共同募金運動について

赤い羽根共同募金（以下「共同募金」という。）は、昭和22年に「国民たすけあい運動」として始まった募金運動である。地域住民の善意と助け合いの精神によって支えられ、地域福祉の増進に大きく寄与するとともに、災害時のボランティア活動の支援にも役立てられてきたところであり、令和8年度には、共同募金運動開始から80年を迎える。

共同募金は、地域で募金が行われ、地域の社会福祉事業者やボランティア団体等による社会福祉を目的とする事業活動に幅広く還元されるものであり、その運営には国民から高い関心が寄せられている。

各自治体におかれては、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに作っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めていく上で、共同募金の活性化が地域福祉の向上や地域の問題解決の有用なツールとなり得るものであることを十分にご理解いただき、引き続き、地域住民への普及・啓発など、必要な協力・支援をお願いしたい。

2 社会保障審議会福祉部会における議論について

昨年4月から開催された社会保障審議会福祉部会において、共同募金事業の在り方について議論され、社会保障審議会福祉部会報告書（令和7年12月18日）において、

- ・ 共同募金の配分を受けた者に対する寄附募集の制限は撤廃するとともに、
- ・ 準備金について、公的制度だけでは対応困難な社会課題への取組や地域のモデル的な取組など、一定規模の継続事業に対しても取崩が出来るよう、使途の透明性の確保や準備金不足とならないよう一定の取崩上限の目安を設定した上で、使途を拡大すること

が必要であると示されたところ。

今後、社会保障審議会福祉部会報告書を踏まえ、必要な見直しの検討を進めることとしているので、ご了承ください。

第2 社会福祉事業従事功労者等に対する厚生労働大臣表彰について

社会福祉事業功労者等に対する厚生労働大臣表彰については、社会福祉事業等に尽力し、その功績が特に顕著と認められる者に対し実施しており、例年、都道府県、指定都市、中核市においては、候補者の推薦、被表彰者への連絡等の対応を行っていただき、御協力に感謝申し上げます。

令和8年度の大員表彰においては、下記のとおり予定し、既に送付している実施要領のとおり、候補者の推薦依頼をお願いしているところだが、推薦調書については、例年より1か月前倒しして5月末を提出期限としているので、ご留意の上、候補者の功績内容の精査等をお願いします。

また、令和8年度においては、共同募金運動80年の節目に当たることから、共同募金運動奉仕者及び奉仕団体の特別表彰を併せて実施するため、当該特別表彰に係る候補者の推薦についても遺漏なきよう、御協力をお願いします。

なお、大臣表彰については、推薦後の取下げ等が生じないように、推薦要件等を十分踏まえた上で、確実な推薦をお願いします。

【参考】全国社会福祉大会日程（予定）

令和8年11月20日（金）浅草公会堂大ホール（台東区浅草）

第3 無料低額診療事業について

無料低額診療事業は、社会福祉法第2条第3項第9号の規定に基づき、生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業である。無料低額診療事業は第二種社会福祉事業として位置付けられており、法人形態によっては、固定資産税や不動産取得税の非課税など、税制上の優遇措置が講じられている。

平成30年には、無料低額診療事業について、

- ・ 被保護者に限らず、生計困難者であれば、積極的に無料低額診療事業の対象とするよう、同事業を行う施設に周知・指導等を行っていただきたいこと
- ・ 院内で行った投薬に係る費用も診療額の減免額に含めて差し支えないこと
- ・ 管内の無料低額診療事業を行う施設の一覧をホームページ等で周知していただきたいこと

等を通知でお示ししたところである。（平成30年1月18日付課長通知「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業等に係る運用上の留意事項について」）

無料低額診療事業は、低所得者等に対して必要な医療を提供する上で一定の福祉的役割を果たしており、各自治体におかれては、引き続き、無料低額診療事業に係る周知、福祉事務所や自立相談支援機関等との連携、支援ネットワークへの参加の促進等に取り組んでいただきたい。

参 考 资 料

令和8年度予算（案）の概要

社会・援護局（社会）

令和8年度 予算(案)額	2兆9,739億円
令和7年度 当初予算額	2兆9,465億円
差 引	+274億円
《令和7年度補正予算額	2,014億円》

※ 復興特別会計分、デジタル庁計上分を含む。

※ こども・子育て関連事業のうち社会・援護局（社会）計上分を含む

《主要事項》

I 地域共生社会の実現に係る施策の推進	2
1 生活困窮者自立支援の推進	
2 成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進	
3 困難な問題を抱える女性への支援の推進	
4 自殺総合対策の推進、ひきこもり支援の推進	
5 相談支援、地域づくり等による包括的な支援体制の整備	
II 生活保護制度の着実な推進	9
1 生活保護に係る国庫負担	
2 生活保護の適正実施等	
3 都道府県等における指導・監査体制の確保	
III 福祉・介護人材確保対策等の推進	13
1 福祉・介護人材確保対策の推進	
2 外国人介護人材の受入環境の整備等	
3 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援	
IV 災害時における福祉支援	18
1 災害時における福祉支援体制の整備促進	
2 災害時における見守り・相談支援等の推進	
3 福島県における福祉・介護人材確保対策	

I 地域共生社会の実現に係る施策の推進

1 生活困窮者自立支援の推進

827億円※（762億円※）

《令和7年度補正予算 105億円》

※こども・子育て関連事業のうち社会・援護局（社会）計上分を含む

令和7年4月に施行された改正生活困窮者自立支援法等による取組を全国の自治体において着実に進めるため、自立相談支援事業における住まい支援等を推進するとともに、就職氷河期世代等支援にも資するよう、認定就労訓練事業の普及促進を図る。

また、貧困の連鎖を防止するため、子どもの学習・生活支援事業の実施を推進するなど、生活困窮者に対する支援体制の更なる強化を図る。

<主な改善内容>

○ 住まいに係る相談機能等の充実【拡充】

生活困窮者の相談窓口である自立相談支援機関において、引き続き、「住まい相談支援員」の配置を進め、福祉事務所設置自治体で、住まいに係る相談支援から入居時・入居中・退居時の支援まで、切れ目のない支援を行えるよう体制整備を図る。

○ 認定就労訓練事業の普及促進【拡充】

就職氷河期世代等支援にも資するよう、研修等の機会を通じ、認定就労訓練事業の更なる普及促進を行うことで、認定就労訓練事業の活用を推進する。

○ 子どもの学習・生活支援事業の推進【拡充】

子どもの学習・生活支援事業の基本基準額が長年据え置かれてきたことから、昨今の賃金上昇等を踏まえ、基本基準額の引上げを行う。

○ 福祉事務所未設置町村における一次相談の推進【拡充】

福祉事務所未設置町村における一次的な相談対応を推進することで、包括的支援体制の整備促進を図る。

(参考) 令和7年度補正予算

○ 生活困窮者自立支援の機能強化事業

36億円

各自治体の生活困窮者自立支援機関等において、NPO 法人等との連携の強化、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化、家計改善支援の質の向上に関する取組等を行う。

- **就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業の未実施自治体への導入支援** 1. 3億円
 就労準備支援事業、家計改善支援事業及び子どもの学習・生活支援事業が未実施の市等の生活困窮者に対して、都道府県が主体となって各事業を時限で実施することにより、全国的な事業実施に向けた環境整備を行う。
- **就職氷河期世代等に向けた認定就労訓練の普及促進事業** 55百万円
 認定就労訓練事業のパンフレットを作成し、事業関係者（対事業者向け、対利用者向け、対関係者向け）に対して周知する。また、就労準備支援事業利用者が引き続き認定就労訓練事業を利用できるように利用者に対する交通費を補助する。
- **子どもの学習・生活支援の緊急強化事業** 2. 3億円
 子どもの学習・生活支援事業において体験格差の解消に取り組むとともに、事業の全国的な実施に向けた環境整備として、未実施自治体における事業の立ち上げを支援する。
 また、高校生世代に対する学習支援（進路相談や情報提供を含む。）を都道府県が新たに実施するとともに、国から民間団体へも委託して支援を重層化する。
- **生活困窮者総合型就労支援モデル構築のための調査研究事業** 1. 0億円
 生活困窮者の個別のニーズに合わせた、より効果的・効率的な就労支援を行うため、自立相談支援事業による就労支援・就労準備支援事業・認定就労訓練事業を一体的に実施し、一貫した就労支援を行うスキームの構築を図る。
- **中間支援組織の立ち上げ等支援事業** 27百万円
 都道府県において、支援者同士の連携や、支援者を支えるためのネットワーク組織の立ち上げ支援を行う。また、こうしたネットワークを活用し、就労準備支援事業等の広域実施に向けた取組を行う。
- **生活福祉資金業務システムのオンライン化に向けたシステムの構築等** 23億円
 生活福祉資金業務について、相談から貸付決定までの手続きをデジタル化するためのシステムの設計・構築を行うとともに、既存の債権管理システムについて、今回見直しを行う業務フローに適応したシステムへの更新を行う。
- **生活福祉資金貸付原資の積増し** 11億円
 生活福祉資金について、貸付に必要な原資の積増しを行い、円滑に事業が運営できる環境を整備する。
- **生活困窮者自立支援統計システムのガバメントクラウド移行に向けた調査研究** 1. 2億円
 ガバメントクラウド上での生活困窮者自立支援統計システムの運用に向けて、移行にかかる課題を整理し、今後の設計・開発・構築に必要な情報を調査・収集する。

等

2 成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進等

7. 8億円(9.4億円)

《令和7年度補正予算 2.8億円》

都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等との定例的な協議の場を設けることや、市民後見人や福祉・司法の関係者を対象にした意思決定支援研修を実施すること等により、市町村支援機能の強化を図る。

また、市町村において、中核機関の整備を進めるとともに、相談対応時における関係機関の役割調整、専門職後見人から市民後見人への交代を想定した受任方針の検討などの中核機関のコーディネート機能を強化することにより、権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化を図る。

(参考) 令和7年度補正予算

- 成年後見制度利用促進体制整備推進事業 2.4億円
市町村において、中核機関のコーディネート機能のための意思決定支援の確保を図る取組等を行うとともに、都道府県において、虐待等の支援困難事案に対応できるよう、警察等を含めた都道府県単位のネットワークの整備を行う。
- 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業 38百万円
都道府県・指定都市において、本人の置かれた状況に応じた適切な支援を受けられるよう、成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携強化を行う。

(2) 日常生活自立支援事業による権利擁護支援の推進 38億円(38億円)

《令和7年度補正予算 7.1億円》

認知症高齢者等の判断能力が不十分な者に対して、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用等に関する援助を行い、併せて預金の払戻し等の日常的な金銭管理や、定期的な訪問による見守りを行う。

(参考) 令和7年度補正予算

- 身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業 7.1億円
社会保障審議会福祉部会における議論を踏まえ、日常生活自立支援事業の枠組みの中で、頼れる身寄りがない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、円滑に入退院・入退所をするための手続等の支援や死亡した後の葬儀・火葬の手続等の事務の支援を試行的に実施する。

(3) 成年後見制度の担い手の確保や制度の利用に係る費用の助成

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数<老健局にて計上>

地域支援事業交付金の内数<老健局にて計上>

地域生活支援事業費等補助金の内数<障害保健福祉部にて計上>

市民後見人や法人後見といった成年後見制度の担い手の育成を推進するとともに、低所得の高齢者・障害者に対する成年後見制度の申立費用や報酬の助成等を推進する。

3 困難な問題を抱える女性への支援の推進

52億円（51億円）

《令和7年度補正予算 3.6億円》

(1) 官民協働等による自立支援のための就職支援等の充実【拡充】

自立に向けて生活習慣の改善等の支援を受けながら一定期間居住できる場所（ステップハウス）の利用者について、就職活動や資格取得等に係る支援を実施する。

(参考) 令和7年度補正予算

○ 官民協働等女性支援加速化事業 2.7億円

令和6年4月に施行された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく、民間団体との協働等による包括的な支援体制の構築の加速化を図り、潜在化している多様な女性支援ニーズに対応する。

○ 一時保護所・女性自立支援施設受入促進モデル事業 40百万円

DV加害者等からの追跡のおそれのない入所者向けに、生活制限（携帯電話の使用、外出・通勤通学の禁止）を緩和したサテライト型の一時保護所・施設を確保するモデル事業を実施し、支援が必要な者の状況に応じた生活再建や地域移行をよりスムーズに行える効果的な支援の在り方を検討する。

○ 女性相談支援センター等地域連携推進モデル事業 48百万円

女性相談支援センター等において、女性支援に関わる地域資源の開拓や、退所者の地域定着を念頭に置いた地域交流等のコーディネートを行うモデル事業を実施し、地域の連携体制強化に向けた効果検証を行う。

(2) 女性相談支援センター（一時保護所）や女性自立支援施設における支援の実施【拡充】

女性相談支援センターにおいて一時保護等を実施するとともに、女性自立支援施設において、中長期的に自立に向けた生活支援を行うことにより、困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図る。また、女性相談支援センターの一時保護の支援体制の充実を図るとともに、一時保護所が第三者評価を受審した場合の費用を支援する。

4 自殺総合対策の推進、ひきこもり支援の推進

(1) 自殺総合対策の推進【拡充】

41億円（40億円）

《令和7年度補正予算 21億円》

「改正自殺対策基本法」、「第4次自殺総合対策大綱」及び「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を踏まえ、地方自治体等における相談事業等の実施を支援し、こころの健康相談統一ダイヤルにおいてフリーダイヤルの利用を可能とするとともに、こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進を図るなど、地域の実情に応じた自殺対策の取組を支援する。

(参考) 令和7年度補正予算

○ 地域における自殺対策の強化

21億円

地域における電話やSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援や、社会的に孤立したり、孤独を抱えたりしている人に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援を行う。

(2) ひきこもり支援体制の整備の推進等

17億円（18億円）

《令和7年度補正予算 1.5億円》

ひきこもり状態にある方やその家族への支援を充実するため、ひきこもり支援推進事業において、都道府県ひきこもり地域支援センターによる管内市区町村に対するサポート体制を強化し市区町村での相談支援体制の構築を促進するとともに、支援体制の地域偏在等の課題への対応を図るため、都道府県や市区町村における広域連携を推進する。

(参考) 令和7年度補正予算

○ 共同生活型自立支援による社会参加促進モデル事業

84百万円

都道府県において、共同生活等による支援(合宿型支援)を効果的に取り組む民間事業者へ委託し、支援事例及び成果等のデータ収集を実施する。また、収集したデータ等をガイドライン作成のために国へ報告する。

○ 共同生活型自立支援における実践に関する研究事業

61百万円

効果的に合宿型支援を実施する民間事業者の取組について、実践事例の効果を収集・検証し、その活動を総合的に評価できる事項を示したガイドラインを整理する。

5 相談支援、地域づくり等による包括的な支援体制の整備

(1) 包括的な支援体制の整備の推進【新規・拡充】 4. 8億円（9. 4億円）

《令和7年度補正予算 3. 5億円》

社会保障審議会福祉部会における議論や、地方創生の基本構想を踏まえ、今後担い手不足が深刻化する地域における既存の相談支援・地域づくり事業の機能集約を図るためのモデル事業を実施するなど、包括的な支援体制の整備を推進する。

また、都道府県による市町村への伴走的支援等の後方支援の推進や、国と都道府県が共同で支援を行うことによって得られる市町村への支援ノウハウの研究等を行う。

(参考) 令和7年度補正予算

○ 地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業

3. 0億円

市町村において、地域住民による地域活動の中で生活課題が福祉的に解決されている事例や、地域住民主体の組織等との連携体制の構築、住民の身近な環境で相談等を行うことができる体制整備の事例や調査研究の結果などを参考にしつつ、地域との連携・協働の在り方を検証するモデル事業を実施する。

○ 地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル構築支援事業

50百万円

「地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業」の実施市町村において行われる取組に対し、必要な助言等を行い、行政として地域に根ざした地域づくりを行うために必要なアプローチ等に係るモデルを構築する。

(2) 重層的支援体制整備事業の実施【拡充】 844億円※（718億円※）

※こども・子育て関連事業のうち社会・援護局（社会）計上分、
障害保健福祉部計上分、老健局計上分を含む。

生活困窮者自立支援制度を軸とした相談支援や地域づくりを一体的に行う包括的な支援体制の整備を推進するための手段の1つとして、重層的支援体制整備事業を実施する。

(3) 寄り添い型相談支援事業の推進

7. 5億円（7. 5億円）

生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々の生活上の悩みをはじめ、生活困窮者、DV被害者などの社会的な繋がりが希薄な方々の課題解決を図るための相談先として、24時間365日無料の相談窓口を設置し、相談員による電話相談に加え、オンラインによる多様化した相談への支援等を実施する。

(参考) 令和7年度補正予算

○ 寄り添い型相談支援緊急強化事業

1. 1億円

多様なニーズを持つ相談者に対する相談体制を充実させるため、新たに、傾聴相談の対応が可能な生成AIを活用した電話・チャット相談を導入する。

Ⅱ 生活保護制度の着実な推進

1 生活保護に係る国庫負担

(1) 保護費負担金 2兆8,027億円(2兆7,808億円)

生活保護を必要とする者に対して適切に保護を実施するため、生活保護費に係る国庫負担に要する経費を確保する。

- ※ 生活扶助基準について、社会経済情勢等を総合的に勘案して見直しを行う。
具体的には、令和8年度については、以下の臨時的・特例的な対応を行うこととし、令和8年10月から実施する。
- ・令和4年の社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果による額に月額2,500円/人を加算(現行の加算より+1,000円)
 - ・加算後もなお従前の基準額から減額となる世帯は従前の基準額を保障

(参考) 令和7年度補正予算

○ 平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応

1,475億円

社会保障審議会生活保護基準部会最高裁判決への対応に関する専門委員会の報告書等を踏まえ、当時の生活保護受給者等に保護費の追加給付を行うとともに、地方自治体で支給事務を実施する際に必要となる体制整備等に要する経費を補助するほか、当時の受給者等に給付内容を周知等するため、国において相談センターの設置や広報を行う。さらに、基準改定訴訟の原告に対して、これまでの争訟の経緯を踏まえた原告との紛争の一回的解決の要請を踏まえ、保護費に代えてこれに相当する分を予算措置の特別給付金により支給する。

- ・保護費の追加給付に要する費用：1,055億円
- ・支給事務に係る自治体への補助：401億円
- ・相談センターの設置等：17億円
- ・原告への特別給付に要する費用：2億円

(2) 保護施設事務費負担金 361億円(352億円)

保護施設の運営に必要な経費を負担する。

- ※ 日常生活支援住居施設の運営体制の強化(委託事務費の見直し)や、救護施設等における施設機能の強化(ICT活用推進等)などを実施する。

2 生活保護の適正実施等

192億円（197億円）

《令和7年度補正予算 92億円》

(1) 生活保護の適正実施、生活保護業務の負担軽減

生活保護の適正な運営を確保するため、レセプトを活用した医療扶助の適正実施、福祉事務所の体制確保による業務の負担軽減や効率化等を実施する自治体への支援などを行う。

① 適正受診・健康管理の推進

被保護者に係る健診情報やレセプト情報等のデータに基づいた、生活習慣病の発症・重症化予防等の取組を推進するとともに、医療扶助の適正実施の推進に向けて、各自治体の実情に応じた効果的な事業実施等を可能とする。

<主な改善内容>

○ 医療扶助等適正実施総合事業【再編】

各自治体の実情に応じた事業実施等が可能となるよう、細分化されていた既存の補助事業（医療扶助適正化等事業）を統合するとともに、適正受診や医薬品の適正使用に資する取組等に対し重点的に配分することで当該取組等を強化する。

(参考) 令和7年度補正予算

○ 医療扶助等におけるDX推進調査研究事業 3.6億円

医療、介護DXに関連した施策の医療扶助等への影響調査、要否意見書の電子化に係る検討、地域課題の分析や重複・多剤投与等の対象者抽出などの効率化に向けた、レセプト等の医療情報の活用方策（例えばデータベース構築、業務効率化ツールの開発など）、医療扶助等に係るデータ分析支援ツールの機能充実に関する調査研究を行う。

○ 頻回受診等の未改善者等に対する健康管理支援モデル事業 8.0億円

頻回受診等の未改善者への個別的・集中的な支援、健診より簡易な問診票等を活用した健康管理支援の対象者のスクリーニング、健康づくりに向けた社会参加や就労・ボランティアへの参加勧奨など、新たな取組をモデル的に実施する。

○ 医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関・指定薬局への補助 2.2億円

医療機関等に対し、医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けたレセプトコンピュータシステム等に係る改修費用等を助成することにより、オンライン資格確認の更なる普及促進を図る。

② 生活保護業務の負担軽減

面接相談業務、収入・資産申告書の徴収及び関係先調査等を実施する人員を確保することで、ケースワーカーの業務負担軽減を図り、福祉事務所の実施体制を整備する。

(参考) 令和7年度補正予算

- **生活保護業務デジタル化推進事業** 10億円
実務を担うケースワーカーが、個々の被保護者の状況に応じたきめ細かな支援を重点的に行うことができる環境の整備を図るため、デジタル技術を活用した業務の負担軽減や効率化（例：預貯金調査のオンライン化、AIを活用した法令検索など）を推進する。
- **生活保護業務のデジタル化調査研究事業** 94百万円
生活保護業務プロセス及び基幹事務システムの標準化について、調査研究を行い更なる業務負担軽減を図る方策を検討し、業務効率化の推進を図る。
- **ケースワーカーの業務負担軽減の推進** 24億円
面接相談業務の一部、要保護者の収入資産報告書徴収及び関係先調査等を実施する人員を拡充することでケースワーカーの業務負担軽減を一層推進し、ケースワーカーが個々の被保護者の状況に合った「自立」に向けたきめ細かな支援を可能にする体制を整備する。

③ 貧困ビジネス対策の実施【新規】

いわゆる「貧困ビジネス」への対策として、新たに生活支援サービスに関するガイドラインを策定するとともに、都道府県等における無料低額宿泊所（無届施設を含む）に関する情報収集・情報共有体制の強化や、ケースワーカーによる被保護者への助言・支援を推進することにより、被保護者の自立を阻害する不適切事例への対応を強化する。

(2) 就労による自立支援の推進等

被保護者の就労支援に向けて、ハローワークへの同行等を行うとともに、就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題がある者等に対して、就労意欲の喚起や日常生活習慣の改善に向けた支援を行い、被保護者の自立助長の推進を図る。また、日常的な金銭管理に課題がある者への支援等を行う。

<主な改善内容>

- **被保護者地域居住支援事業の充実**
被保護者地域居住支援事業において、生活保護法に基づく調整会議等を通じた多機関による専門的な支援や、日常的な金銭管理に課題がある者への支援などを行う体制を推進する。

(参考) 令和7年度補正予算

- **生活保護受給者の多様な働き方推進モデル事業** 3.4億円
個々の被保護者の状況に応じた多様な働き方や社会参加を推進するため、短時間就労など被保護者の状況に応じた働き方に向けたきめ細かな支援や、高齢者に対する就労機会の案内・支援など、地域の実情・課題に応じた試行的な取組を推進する。
- **被保護者就労準備支援等加速化事業** 15億円
令和7年4月に施行された改正生活保護法において、被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業及び被保護者地域居住支援事業が法定化されたことを受け、これらの事業の未実施自治体に対し、早期・着実な事業実施に向けた重点的な支援を行う。
- **都道府県等による生活保護業務支援事業** 42百万円
都道府県等が管内福祉事務所に対して査察指導員等の資質向上に係る研修を実施することで、全国的な査察指導員等のレベルアップを図る。
- **生活保護事務処理システム改修事業** 4.5億円
マイナンバー法の改正等を踏まえ、外国人に対する生活保護に準ずる措置に係る情報についても関係機関との連携が行えるようにするため、各福祉事務所の生活保護基幹事務システムについて必要な改修を行う。

3 都道府県等における指導・監査体制の確保

18億円（18億円）

都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、管内福祉事務所に対する指導、監査及び査察指導を適切に実施する体制を確保し、適正な保護の実施を推進する。

「国の行政機関の機構・定員に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定、令和6年6月28日一部変更）を踏まえた計画的な見直しを行う。

Ⅲ 福祉・介護人材確保対策等の推進

1 福祉・介護人材確保対策の推進

(1) 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数<老健局にて計上>

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、多様な世代を対象とした介護の職場体験などの「参入促進」、新人職員の定着に向けたエルダー・メンター養成研修などの「労働環境・処遇の改善」、介護人材キャリアアップ研修支援などの「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。

(2) 介護のしごと魅力発信等事業

3. 9億円（4. 0億円）

（都道府県実施分：地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数<老健局にて計上>）

介護の仕事のイメージアップ、理解促進を図るため、民間事業者によるネット広告等を用いた情報発信や介護の体験・参加型イベントの開催、介護職自らが主体となる情報発信などの支援を行う。

また、各都道府県において地域の実情に応じた情報発信等の取組を行う場合の支援を行う。

（参考）令和7年度補正予算

○ 介護福祉士修学資金等貸付事業

4.2億円

介護福祉士資格の取得を目指す者等が安心して修学できる環境を整備するため、都道府県が養成施設入学者に対して行う修学資金の貸付について、事業継続に必要な貸付原資の積み増しを行い、本事業の安定的な運営を確保する。

○ 介護福祉士養成施設における教育の充実モデル支援事業

2.1億円

介護福祉士養成施設における教育の質の向上を図るため、ICTを活用した教育や留学生の日本語教育の取組をモデル的に実施する養成施設に対して支援し、その取組のノウハウや成果の横展開を図る。

○ 福祉人材確保のプラットフォーム構築モデル支援事業

1.0億円

地域の実情に応じた福祉人材確保の取組を推進するため、福祉人材確保等を効果的に進めるためのプラットフォームを構築する都道府県の取組を支援し、その取組の効果等の横展開を図る。

○ 介護未経験者から介護の担い手となるまでの一体的支援事業

8.1百万円

多様な人材層の参入促進を図るため、業務の整理・切り分け、未経験者とのマッチング機能の強化（WEB・アプリ等の活用含む）、入門的研修等の受講支援等により、事業所側・担い手側を一体的に支援するモデル事業に取り組む自治体を支援し、その取組の効果等の横展開を図る。

- 中核的介護人材の育成支援モデル事業 50百万円
介護現場で中核的な役割を担う人材を育成するための取組をモデル的に実施し、その取組について普及促進を図っていく。

- (3) 社会福祉事業従事者の養成・研修等 4.0億円（4.0億円）
福祉分野の従事者が社会福祉の理論や技術を学ぶことができるよう、日本社会事業大学の運営を支援し、複雑化した社会問題に対応できる地域で指導的な役割を担う者の養成を進める。

(参考) 令和7年度補正予算

- 日本社会事業大学施設整備・デジタル化環境整備推進事業 3.5億円
長期的な施設利用のために必要となる改修工事の実施及び大学教育のデジタル化推進のための環境整備を行う。

2 外国人介護人材の受入環境の整備等

- (1) 外国人介護人材の受入環境の整備 5.9億円（5.9億円）
《令和7年度補正予算 7.2億円》
(一部事業分：地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数<老健局にて計上>)

外国人介護人材が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、日本での就労を検討する外国人に対する日本の介護に関する情報発信、介護の技能水準を評価するための試験等の実施、日本語学習の支援、介護技能の向上のための研修の実施、介護・生活に関する相談支援等の実施、介護福祉士資格取得に向けた学習支援等による受入環境の整備を推進する。

(参考) 令和7年度補正予算

- 介護技能評価試験等実施事業 1.5億円
介護技能評価試験等の受験者の増加が見込まれる地域を検討のうえ、試験を実施し、今後、日本の介護分野へ特定技能の在留資格を活用して就労を希望する外国人介護人材を効率的に確保できる試験体制を確保する。
- 介護の日本語学習支援等事業 93百万円
訪問系サービス事業所の指導者向けガイドラインの作成や、外国人介護人材が従事する施設の教育担当者向けの手引きの開発などを行う。

- **外国人介護人材受入・定着支援等事業** **1. 2億円**
主に南アジア諸国や各国地方部における日本の介護の認知度向上を図る。自治体等と送出国との関係構築やヒアリング調査等の伴走支援を行い、自治体と送出国との連携を図る。また、外国人介護人材が訪問介護に従事するうえでの、相談窓口と巡回訪問の体制強化等を行う。
- **外国人介護人材獲得強化事業** **2. 3億円**
海外現地での働きかけを強化し、外国人介護人材を確保する観点から、現地での人材確保に資する取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して支援を行う。
また、外国人介護人材の受入れと地域への定着を一元的に行うセンターを活用する等して、受入れのきっかけがつかめない小規模事業所等に対して重点的な支援を行う。
- **外国人介護人材定着促進事業** **1. 2億円**
外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進するため、受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入や導入されたツール等が有効活用されるための環境整備に係る経費を補助する。

(2) 経済連携協定（EPA）に基づく外国人介護福祉士候補者の受入支援

2. 4億円（2. 4億円）

（一部事業分：地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数＜老健局にて計上＞）

経済連携協定（EPA）に基づき、インドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適切に受け入れるため、介護導入研修や受入施設の巡回訪問、日本語や介護の学習支援等を実施する。

3 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援

(1) 小規模法人のネットワーク化による取組の支援

2. 2億円（3. 5億円）

《令和7年度補正予算 71百万円》

社会保障審議会福祉部会のとりのまとめを踏まえ、小規模な社会福祉法人においても、「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすことができるよう、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、法人間連携のきっかけ作りに資する取組を支援するとともに社会福祉連携推進法人の設立支援を強化することにより、社会福祉法人等の連携・協働を促進する。

(参考) 令和7年度補正予算

○ 社会福祉法人の連携・協働支援事業 71百万円

都道府県または市町村が主体となり、地域における福祉ニーズの把握及びその対応の検討を目的として社会福祉法人等が参加する関係者会議の開催を支援するほか、社会福祉連携推進法人による地域の福祉ニーズへの対応力や社員法人の経営基盤の強化に向けた取組として、社員法人における外国人材の受け入れ支援など先駆的な取組の企画立案・実施について支援する。

(2) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の円滑な実施に係る支援

86億円（86億円）

※児童福祉に係る施設・事業分（225億円）はこども家庭庁において計上

社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員のための退職手当共済制度を安定的に運営させることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇の確保を図る。

(3) 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等

46億円（53億円）

《令和7年度補正予算 105億円》

社会福祉法人や医療法人等に対して、社会福祉施設や病院等の設置・整備又は経営に必要な資金について「長期・固定・低利」で貸付けを行うために必要な事務経費を補助すること等により、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る取組を支援する。

<参考：財政投融资資金計画案>

① 貸付枠の確保

資金交付額	3, 760億円
〔福祉貸付	1, 416億円〕
〔医療貸付	2, 344億円〕

② 貸付条件の主な改善

福祉貸付

- ・ 防災・減災に係る融資条件の優遇措置の拡充（医療貸付共通項目）
- ・ 定期借地権を設定する場合の一時金に対する融資条件の優遇措置期間の延長（医療貸付共通項目）
- ・ 物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金の融資条件の優遇措置期間の延長（医療貸付共通項目）
- ・ 特別養護老人ホームの償還期間の延長の拡充
- ・ 保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る融資条件の優遇措置期間の延長
- ・ 地域における医療及び介護の総合的な確保の推進を支援するための融資条件の優遇措置期間の延長
- ・ 老朽民間社会福祉施設整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長

（参考）令和7年度補正予算

○ 福祉医療機構による優遇融資への支援 105億円

※社会福祉施設分。医療機関分（564億円）は医政局において計上

（独）福祉医療機構が物価高騰の影響を受けた社会福祉施設や医療機関等に対して無利子・無担保等の優遇融資を確実に実施するため、機構の財政基盤及び審査体制等の強化を行う。

＜財政融資資金＞	2,756億円
〔福祉貸付	374億円〕
〔医療貸付	2,382億円〕

（4）隣保館の耐震化整備等の推進

4.4億円（4.4億円）

《令和7年度補正予算 4.4億円》

「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、耐震化に課題を抱えている隣保館の整備等を行う。

（参考）令和7年度補正予算

○ 隣保館の耐災害性強化 4.4億円

「第1次国土強靱化実施中期計画」を踏まえ、隣保館の耐災害性強化対策（耐震化整備、ブロック塀改修整備）の更なる促進を図る。

IV 災害時における福祉支援

1 災害時における福祉支援体制の整備推進

(1) 災害福祉支援ネットワーク構築の推進【拡充】 3. 2億円（3. 1億円）

《令和7年度補正予算 3. 7億円》

能登半島地震での対応を踏まえ、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加する改正法が施行されたことを受けて、災害時に適切な対応をとることができるよう、平時から災害時を見据えた支援の体制づくりを促進するため、都道府県における研修の実施を通じたDWATチーム員の養成や、被災者の生活再建を行う民間団体等との連携体制の構築等の取組を支援する。

また、中央センターにおいては、平時のDWATの支援体制の強化や、災害時の現地での福祉的支援への助言を行うアドバイザーを確保する。

(参考) 令和7年度補正予算

- 災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業 2. 0億円
初動対応可能な DWAT チーム員の養成や、DWAT の普及・啓発、保健医療活動チームとの合同研修等を通じて、要配慮者に対する災害時の福祉支援体制の強化を図る。
- DWAT登録管理・派遣システムの構築 1. 7億円
被災地で活動する DWAT の増加が見込まれる中、DWAT チーム員の登録や情報の更新を行い、また、災害時には登録されたチーム員の派遣調整も行うことが可能となる全国共通のシステムを構築する。

(2) 災害ボランティア活動への支援の推進 1. 0億円（1. 0億円）

災害時に社会福祉協議会による災害ボランティアセンターを迅速かつ適切に設置・運営できるよう、国、都道府県、市町村の各段階で平時からの実践的な研修や実地による訓練を推進するとともに、都道府県社会福祉協議会における調整機能の強化に向けて、平時から地域の多様な団体等との関係づくりなどを支援する。

また、災害時に関係機関（行政、社会福祉協議会、NPO法人等）での情報共有、連携等が図られるよう、平時から都道府県社会福祉協議会が行う市町村社会福祉協議会のDX活用を促進・定着させる取組を支援する。

2 災害時における見守り・相談支援等の推進

(1) 東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援等の推進

復興庁所管「被災者支援総合交付金」 55億円（77億円）の内数

東日本大震災により仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

(2) 被災者に対する見守り・相談支援等の推進

5.0億円（8.2億円）

《令和7年度補正予算 14億円》

仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

(参考) 令和7年度補正予算

- 被災者見守り・相談支援等緊急事業 14億円
令和6年能登半島地震・豪雨においては、多くの被災者が応急仮設住宅へ入居するなど、被災前とは大きく異なる環境に置かれていることから、被災者の方々が安心して日常生活を営むことができるよう、被災地の見守り・相談支援体制の強化を図る。
- 地域福祉推進支援臨時特例交付金 61億円
令和6年能登半島地震において、高齢化や、半島という地理的制約など、地域コミュニティの再生に向けた大きな課題を抱える能登地域の実情・特徴等を踏まえ、令和6年3月に創設した地域福祉推進支援臨時特例交付金により、被災世帯の家財等・住宅再建に対する支援のための給付と、地域の実情にあわせた福祉ニーズの高い被災者の支援を進める。

3 福島県における福祉・介護人材確保対策

1.4億円（1.4億円）

福島県相双地域等における福祉・介護人材の確保を図るため、当該地域の就労希望者に対する就職準備金等の貸付や応援職員の確保に対する支援等を実施する。